

鎌倉ごみ減量通信



平成27年1月15日から



製品プラスチックの収集が始まりました。

製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックで出来ている製品のうち、PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)どちらかの単一素材で出来ている製品が対象です。⇒詳細は、P.2ページへ

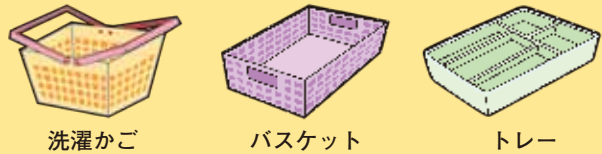
収集しているもの

1 主な18品目…次の18品目に該当する製品で、PPまたはPEどちらかの単一素材で出来ている製品 ※製品の一部に金属やゴムなどの付いているものは、燃やすごみに出して下さい。

台所用品



かご類



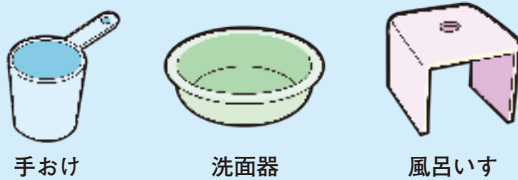
掃除用品



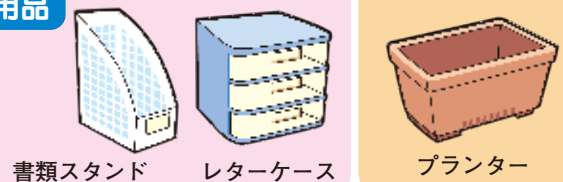
園芸用品



風呂用品



事務用品



2 18品目以外でも、PP、PEの表示がある単一素材で出来ている製品 ※ただしプラマークの付いているものは除く ⇒詳細は、P.2ページへ

なぜ資源化するの？

平成27年4月1日から始まる家庭系ごみの有料化に伴って、各家庭で出されるごみの削減を目指して、新たに資源化品目を拡大します。

これまで燃やすごみに出していた製品プラスチックが資源物として収集されるため、ご家庭での有料化による負担を減らすことにもつながります。